

長崎市農業委員会 令和5年10月総会 議事録

1 日 時 令和5年10月30日(月) 14:00 開会
15:30 閉会

2 会 場 長崎市役所 7階大会議室(長崎市魚の町4番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(19名)

井川 義英	池田 憲二	岩永 一也	岩本 隆	植田 正和
尾崎 正孝	上川 満治	柴原 恵	永岡亜也子	野中 麻美
平尾 政博	増田 茂	松尾 隆治	峰 忠幸	森山 安男
森保 欣也	柳川 八百秀	山口 眞佐栄	山崎 実男	

5 欠席農業委員(0名)

6 出席推進委員(22名)

今村 秀喜	浦川 英敏	城戸 利美	久保 正	熊本 昭憲
田中 幹生	鶴田 安明	中村 数昭	中山 辰也	野口 弘人
野口 洋太郎	野本 英世	濱口 敏夫	濱口 雅洋	本田 雅博
松浦 行信	松本 貞幸	松本 守	村田美津枝	森内 悟己
山口 憲昭	山下 和孝			

7 欠席推進委員(2名)

川添 孝則 三浦 信男

8 出席職員

【農林振興課】 末永営農指導係長

【農委事務局】 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長 赤池専門官

9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 定刻となりましたので、ただ今から令和5年10月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、長崎市農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、10月の農業委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は19名であり、在任委員全員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことを御報告いたします。また、推進委員の出席は、22名です。報告は以上です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。永岡委員と野中委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○永岡委員・野中委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をお願いいたします。本日は、まず、その他の事項1「令和5年度経営所得安定対策に伴う現地確認業務について」と、その他の事項2「令和5年度農作物被害調査（1回目）及び令和6年度以降の国庫ワイヤーメッシュ柵設置事業調査の実施について」の説明のため、農林振興課の職員の方に出席いただいております。時間の都合もございますので、先にこちらの項目の説明をお願いし、その後、残りの議案の審議に進みたいと思います。それでは私の方から皆様に職員の方の御紹介をさせていただきます。農林振興課の末永営農指導係長です。本日はよろしく申し上げます。それでは、その他の事項1及び2について、農林振興課から説明をお願いします。

－農林振興課 説明－

○議長 ありがとうございます。ただ今、農林振興課から説明がございましたが、この件について、何か御質問はございませんか。

－質疑応答－

○議長 他にございませんか。ないようでしたら、農林振興課の職員の方は、ここで退席されます。

― 農林振興課職員退席 ―

○議長 それでは、引き続き、議案の審議に入ります。本日は、付議事項が8件ございます。まず初めに、第1号議案、「令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、第1号議案について御説明いたします。議案書の1ページを御覧ください。農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、長崎市長へ提出する農地等利用最適化推進施策に関する意見書について決定するものです。3ページからが、提出する意見書案になります。先月の総会の折に、委員の皆さんからいただいた御意見を基に、修正した部分を朱書きで表示しております。その他の部分は、先月の総会と変わっておりませんので、朱書きの部分のみ読み上げさせていただきます。残りの部分は、先月の総会から変わっておりません。4ページを御覧ください。下から3行目の部分ですが、先月の総会の際、地域計画について「関係機関との連携」という部分については、関係機関の役割分担を明確にとの御意見がありましたので、朱書きのとおり、「関係機関の役割を明確にして、連携を密にし」と表現を改めております。

7ページを御覧ください。④の渇水対策についての部分ですが、「渇水対策として、未使用で残されている旧水道施設の利活用など」と記載していた部分ですが、旧水道施設がない地域におけるボーリングの実施の明記、それから、事業を活用しようとしてもその手続き方法がわからないとの御意見がありましたので、記載のとおり、3行目以降を「令和3年度の意見書の回答で、ふるさと振興基盤整備事業の活用の検討を勧められたが、事業の手続きなどが分からず、その状況は変わっていない。水利環境についての各集落の状況は異なるが、「地域計画」のエリアとして優良農地を将来にわたり守り続けていくためにも、未使用で残されている旧水道施設の利活用や新たな水源の確保としてボーリングを実施するなど、渇水対策についての各集落からの意見に対する実現性の可否について関係機関との協議も含めて検討いただき、各集落に合った方法を御検討・御教示いただきたい。と修正しています。以上が、前回の総会時の意見を踏まえた、意見書の最終案になります。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第1号議案についての説明がございましたが、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

― 意見等なし ―

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第1号議案について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案については、原案のとおり決定いたします。それでは、意見書の提出につきまして、事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 意見書の提出についてですが、来月11月21日火曜日の運営委員会の終了後の午後4時30分から、市役所8階の応接室で行う予定としております。なお、出席者については、先日21日の運営委員会で協議を行い、運営委員のみで行うことといたしましたので御了承ください。運営委員の皆様には、後ほど御案内を送付する予定ですので、よろしく願いいたします。また、12月又は1月の総会の場において、農林振興課から出席いただき、今回の意見書に対する回答及び意見交換の場を設けたいと考えておりますので、併せてお知らせいたします。

○議長 運営委員の皆さんは、出席方よろしく願いいたします。続きまして、第2号議案、「長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の聴取について」議案の説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第2号議案について御説明させていただきます。議案書の1ページを御覧ください。本議案は、長崎農業振興地域整備計画の変更に伴い、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、長崎市長から農業委員会に意見を求められているもので、今回軽微な変更についての申請が1件あっております。

本件は、今年5月の総会の際に御審議いただき、意見なしとして長崎市長に回答していた案件と同じ場所になりますが、申請者から当該地の地番及び面積について錯誤があったとし、正しい地番及び面積で再度申請がされているものです。なお、今回改めて御審議いただくにあたり、5月の審議結果については、取り下げる旨の事務手続きを行っていることを申し添えます。

それでは、議案書の2ページを御覧ください。申請者は、〇〇です。目的は、農用地区域内にある土地の用途区分を農地から農業用施設用地に変更しようとするものです。物件の所在地・地目等は、〇〇〇に在住の〇〇さんが所有する現川町の農地2筆、実測面積1091.42㎡のうち、791.37㎡で、地目は記載のとおりです。変更理由ですが、少し表現が変わっており設置する施設を明確に記載しておりますが、5月の総会時と内容に変更はありません。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。〇〇の〇側に位置しております。次が、農用地区域の表示図です。次が、拡大した表示図です。赤色の表示が5月の総会時にお示しした場所で、青色の表示が、今回申請があった正しい場所になります。次が、貯水槽の配置図です。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、令和5年5月16日に委員改正前の地区担当でありました、後山委員及び池田推進委員が確認済みであり、本議案についての意見については、記載のとおりです。

なお、錯誤の原因ですが、まず地番につきましては、この赤色の部分に字図上では赤道

が通っております。現地調査で実際その道を基準にここだろうということでポイントを抑えていたところ、実際には赤道が、青色の筆の上の方に設置された道路だったということで、場所が上と下と変わっていたということが、申請者が実測をした時にわかったということで、確認しております。参考としまして、3ページに5月総会時の議案書を添付しておりますので、併せて御参照ください。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がありました。この件について、何か御意見・御質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様方にお諮りいたします。第2号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案につきましては、異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第3号議案1番について御説明いたします。議案書の4ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する、琴海尾戸町の農地1筆1,089㎡について、〇〇〇の〇〇が売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が、遠隔地居住により耕作管理ができないためであり、譲受人が購入予定の居宅の隣地で耕作管理しやすいためでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は、1人で365日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、10月20日に平尾委員立ち合いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がございました。この件について、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第3号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第4号議案1番について御説明いたします。議案書の5ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する中里町の農地2筆について、駐車場にする目的で申請が出されたものでございます。また、本件は、平成13年から既に駐車場として利用されており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇付近に位置しております。次が、拡大したのになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、おおむね300m以内に長崎自動車道の出入り口がある、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。当該地はアスファルト舗装され16台の月極め駐車場として整備されており、近隣の〇〇の社員用の駐車場として利用しています。雨水・排水は道路側溝へ放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、増田委員から報告をお願いします。

○増田委員 現地調査について御報告いたします。10月18日に、私と事務局とで現地確認を行いました。申請地周辺は、宅地化が進んでおり、隣接する農地はありません。また、平成13年から駐車場として利用しておりますが、これまで何ら問題もなく、転用については、特に問題ないことを確認しました。以上です。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達す

ることに決定いたします。続きまして、第5号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第5号議案1番について御説明いたします。議案書の6ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する現川町の農地1筆及び〇〇〇の〇〇さんが所有する農地1筆について、〇〇が九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う湧水対策として、恒久湧水対策農業用施設の管理用道路として使用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域内の農地であり、原則として転用できませんが、不許可の例外として、農業用施設であれば許可できることとなっております。次が、利用計画図でございます。青色の部分が設置された農業用貯水槽で、この貯水槽の管理用道路として、110mの道路整備を行います。次が断面図でございます。道路の整備に際し、1.5m程度の切土・盛土が発生するためコンクリート擁壁により法面の保護を行います。雨水・排水につきましては、自然流下により道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。上の写真の右側が、貯水槽になりますが、この貯水槽の管理用道路を整備する計画となっております。現地調査につきましては、野口推進委員から報告をお願いします。

○野口推進委員 現地調査について御報告いたします。8月17日に、私と池田委員、事務局とで現地確認を行いました。本申請は、トンネル工事により発生した湧水対策として、貯水槽の管理用道路を設置しようとするものであり、地元の農業用水を確保するために必要な施設であります。また、申請地については、地元地権者からの了承や、土地所有者の内諾を得られており、転用については、特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は、引き続き6ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する三ツ山町の農地1筆について、〇〇〇の〇〇が資材置場として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。赤枠で囲んだ部分が申請地になりますが、敷地の造成は行わず、現状のまま碎石を敷き均して、資材置場として利用する計画となっております。雨水・排水につきましては敷地内側溝から水路に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、森内推進委員より報告をお願いします。

○森内推進委員 現地調査について御報告いたします。10月18日に、私と植田委員、事務局とで現地調査を行いました。申請地周辺は宅地化が進み、隣接する農地はありません。また、雨水については、敷地内側溝から水路に放流するなど、被害防除についても適切な計画が立てられており、転用については、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第5号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第5号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第6号議案「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による農用地利用集積計画の作成について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第6号議案1番と2番につきましては借受人が同一でありますので、併せて御説明いたします。議案書の7ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆1,217㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,217㎡について、10年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして2番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆1,654㎡について、長崎県農業振興公社が5年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,654㎡について、5年の賃貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、20,779㎡となり、利用につきましては、水稻を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、濱口推進委員より報告をお願いします。

○濱口推進委員 1番と2番の現地調査について御報告いたします。9月15日に、私と森山委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、

利用については、水稻を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きます、第6号議案3番から5番につきましては、借受人が同一でありますので、併せて御説明いたします。議案書は、8ページを御覧ください。3番は、○○○の○○さんが所有する川原町の農地1筆1,222㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆1,222㎡について、10年の賃貸借により、○○○の○○さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きます、4番は、○○○の○○さんが所有する川原町の農地1筆738㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆738㎡について、10年の賃貸借により、○○○の○○さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きます、議案書9ページを御覧ください。5番は、○○○の○○さんが所有する川原町の農地1筆773㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆773㎡について、10年の賃貸借により、○○○の○○さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、2,733㎡となり、利用につきましては、露地野菜の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。○○の○側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、7番の議案説明後、併せて御報告いたします。

続きます、6番について御説明いたします。議案書は、引き続き9ページを御覧ください。本件は、○○○の○○さんが所有する川原町の農地1筆766㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆766㎡について、20年の賃貸借により、○○○の○○さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,742㎡となり、利用につきましては露地野菜の栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。○○の○側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、7番の議案説明後、併せて報告いたします。

続きます、7番について御説明いたします。議案書の10ページを御覧ください。本件は、○○○の○○さんが所有する川原町の農地1筆3,473㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆3,473㎡について、20年の賃貸借により、○○○の○○さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,473㎡となり、利用につきましてはビワの栽培を予定しております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。○○の○側に位置しております。

次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、森保委員から報告をお願いします。

○森保委員 3番から7番の現地調査について御報告いたします。10月17日に、私と事務局とで現地確認を行いました。3番から5番とも、利用権の新規設定を行うもので、利用については、露地野菜の栽培を予定しています。6番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、露地野菜の栽培を予定しています。7番は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、ビワの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、8番について御説明いたします。議案書の10ページから11ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する見崎町の農地38筆9,771.3㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地38筆9,771.3㎡について、10年の使用貸借により、〇〇〇の〇〇へ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、31,821.85㎡となり、利用につきましては果樹の栽培を行っております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が、8枚ほどございます。現地調査につきましては、熊本推進委員に報告をお願いします。

○熊本推進委員 現地調査について御報告いたします。10月16日に、私と井川委員、事務局とで現地確認を行いました。8番は、利用権の再設定を行うもので、利用については、ミカンなどの果樹の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして9番について御説明いたします。議案書の12ページを御覧ください。本件は、〇〇〇の〇〇さんが所有する飯香浦町の農地16筆8,864㎡について、長崎県農業振興公社が20年間の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地16筆8,864㎡について、20年の使用貸借により、〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、13,150㎡となり、利用につきましてはイチゴの栽培を行っております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。拡大した航空写真が、もう1枚ございます。次が、現地の写真です。現地の写真が、9枚ほどございます。現地調査につきましては、野口推進委員より報告をお願いします。

○野口推進委員 現地調査について御報告いたします。10月17日に、私と峰委員、事務

局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の再設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を行っています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第6号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第6号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第7号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第7号議案1番について御説明いたします。議案書の13ページを御覧ください。本件は、令和元年8月に中間管理機構へ利用集積し、〇〇〇の〇〇さんに利用権を設定した琴海戸根町の農地1筆2,013㎡について、権利の移転により〇〇〇の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。賃貸借期間は当初10年が設定されており、今回の再配分は残期間の5年7カ月となっております。設定後の経営面積は、3,590㎡となり、今回配分された農地では、イチゴの栽培を予定しております。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、濱口推進委員から報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査について御報告します。10月19日に私と森山委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、利用権の新規設定を行うもので、利用については、イチゴの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第7号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第7号議案について、原案のとおり、農地中間管理機構へ要請することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第7号議案について、原案のとおり、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。続きまして、第8号議案「非農地の判断について」議案の説明と、現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第8号議案非農地判断の、個別案件について御説明いたします。議案書の14ページを御覧ください。14ページの表の下の方に集計しておりますが、申出件数が2件、合計筆数が6筆、合計面積が1,082㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

1番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する三和町と草住町の農地3筆で、面積は429㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、中村推進委員より報告をお願いします。

○中村推進委員 現地調査について御報告いたします。10月16日に、私と柳川委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、2番は、〇〇〇の〇〇さんが所有する白木町の農地3筆で、面積は653㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、浦川推進委員より報告をお願いします。

○浦川推進委員 現地調査について御報告いたします。10月16日に、私と柳川委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第8号議案についての説明と現地調査の報告がありましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第8号議案について、原案のとおり

り承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第8号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いします。

○農地係長 それでは、報告事項1について御報告いたします。報告事項の資料の1ページから2ページを御覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出が、7件提出されました。続きまして、資料の3ページから4ページを御覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出が、7件提出されました。合計14件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、9月8日に開催されました。資料は、5ページと6ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料を御確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項3「令和5年度農業委員会会長・事務局長会議（中期）について」事務局から報告をお願いいたします。

○農政管理係長 令和5年10月18日水曜日に開催された、令和5年度農業委員会会長・事務局長会議（中期）に、山口会長職務代理者と向井事務局長が出席されましたので、主なものについて御報告いたします。資料の1ページを御覧ください。

4の(1)の令和5年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書につきましては、今年12月頃を目途に長崎県知事に提出予定として、農業会議がとりまとめている素案について、協議を行っております。内容につきましては、まだ公開できませんが、長崎市と同様、担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進をベースに、地域計画の策定などの項目が検討されています。

(2)の令和5年度重点活動の進捗状況につきましては、資料2ページから5ページに掲載しておりますので、後ほど御参照ください。そのほか、次第のとおりですが、興味がある項目がありましたら、個別に事務局で資料を閲覧ください。最後に、皆さんのお手元に、農業新聞購読と長崎県婚活サポートセンターが連携した事業のチラシをお配りしております。各地域の単身の農業者などに、農業新聞の購読を御案内いただく際に御活用いただければと思います。報告は、以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様方から御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、続きまして、報告事項4「農業者年金加入推進について」農業者年金加入推進対策班から説明をお願いいたします。

○岩永年金加入推進リーダー 農業者年金推進対策班の活動について報告いたします。資料の6ページから9ページを御覧ください。本日、総会の前に農業者年金加入推進部長会議を行いました。資料7ページの推進体制のとおり、本年度は長崎県農業会議の割り当てで、長崎市農業委員会は、3名の加入が目標となっております。今年度も、6地区で班体制を組み、加入目標数を各地区各1人としております。活動計画は、資料8ページから9ページの左側の計画を御参照ください。11月及び12月を加入推進強化月間として戸別訪問を予定しております。加入の見込みがある60歳未満の農業者がいれば、事務局が、加入要件を確認し、改めて訪問を行うということにしておりますので、事務局へ御連絡ください。また、本日、各地区の農業委員、推進委員の皆さんには、戸別訪問用に別途、50歳以下で、年間100日以上農業に従事されている未加入者の地区ごとの名簿、令和5年4月1日現在を、活動の手助けとしてお渡ししています。過去の加入推進状況を踏まえ、各地区で訪問対象を選定していただき、戸別訪問を実施していただきますようお願いいたします。なお、その戸別訪問の実施状況は、お配りしております報告書にて、事務局へ提出をお願いいたします。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様から御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、引き続きその他の事項に入ります。その他の事項3「全法律勉強会について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項3「法律勉強会について」御説明いたします。その他の事項の資料1ページを御覧ください。中立委員の活用及び活躍の場の創出及び農業委員及び農地利用最適化推進委員、並びに事務局職員の知識の向上を目的として、法律勉強会を実施します。概要についてですが、日ごろ地域の方々から様々な相談を受けているかと思いますが、どのように回答してよいのか分からない案件もあるかと思いますが、そのような案件を永岡委員に依頼して勉強会を開催することにより、委員全員で共有しようとするものです。勉強会までの流れを資料の下段に示しておりますが、2・3か月に1回の

ペースで、時間は30分から40分ぐらいで実施していきたいと考えています。2ページを御覧ください。第1回目の勉強会については、事務局から、相続登記申請の義務化及び相続土地国庫帰属制度について提案させていただき、現在永岡委員と調整をさせていただいております。調整が整い次第、早ければ、11月の総会終了後に第1回の勉強会を開催したいと思っております。本日、委員の皆さんには、別途勉強会についての用紙をお配りしております。3ページの記載例を参考に、勉強したい内容等を記入いただき、随時事務局に提出をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。この件について皆様から御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他の事項4「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項5「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします

— 農政管理係長 説明 —

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から何か御意見・御質問・御報告等ございませんか。何でも結構です。

○農政管理係長 — 視察研修について説明 —

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から何か御意見・御質問・御報告等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項5「令和5年11月、12月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 行事予定のお知らせ —

○議長 他に何かありますか。

○松尾委員 — 東長崎地域潮見地区の小規模基盤整備の検討状況の説明 —

○議長 他に何かありますか。

○事務長 最後に、9月の総会で、森内推進委員から質問があった件について、説明をさせていただきたいと思います。お配りしている資料を御覧ください。

— 企業による農地取得の特例制度について説明 —

○議長 何か質問はありませんか。なければ、これで10月の農業委員会総会を終了させていただきます。長時間御苦労さまでした。